

川崎市高等学校奨学金支給条例施行規則の一部
を改正する規則の制定について

川崎市高等学校奨学金支給条例施行規則の一部を改正する規則（案）

川崎市高等学校奨学金支給条例施行規則（平成15年川崎市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「第6条第1項第1号ア及び同項第2号ア」を「第6条第1項第1号及び同項第3号」に改め、同項第2号中「第6条第1項第1号イからオまで及び同項第2号イからオまで」を「第6条第1項第2号及び同項第4号」に改める。

第5条第1項中「進学した年度の5月」を「入学する年の3月」に改める。

第8条第1項中「進学後に」を「入学を許可された後に」に改め、同条第2項中「進学した後に」を「入学を許可された後に」に、「その旨」を「入学を許可された高等学校へ入学する旨」に改め、同条第4項中「予算の範囲内で」を削る。

第9条中「校長を経て」を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項により奨学生の決定の通知を受けた者のうち、入学支度金の奨学生の決定の通知を受けたものは、高等学校へ進学した後に、委員会にその旨を届けるものとする。

附 則

この規則は、平成29年3月1日から施行する。

制 定 理 由

川崎市高等学校奨学金支給条例の一部改正に伴い、所要の整備を行うこと等のため、この規則を制定するものである。

川崎市高等学校奨学金支給条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: right;">平成15年2月20日教委規則第3号</p> <p>○川崎市高等学校奨学金支給条例施行規則</p> <p>(第1条 略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。</p> <p>2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 入学支度金 条例第6条第1項第1号及び同項第3号に規定する入学支度金をいう。</p> <p>(2) 学年資金 条例第6条第1項第2号及び同項第4号に規定する奨学金をいう。</p> <p>(3) 緊急採用 奨学生になることを希望する者(以下「希望者」という。)の属する世帯の生計を主として維持する者等が第7条第4項で規定する受付期間(以下「受付期間」という。)後に死亡した場合、又は希望者の属する世帯が受付期間後に震災、風水害、火災その他これらに類する災害を被った場合に、同一年度内において学年資金の奨学生を追加決定することをいう。</p> <p>(第3条～第4条 略)</p> <p>(支給時期)</p> <p>第5条 入学支度金は、奨学生が高等学校に<u>入学する年の3月</u>に支給する。ただし、教育委員会(以下「委員会」という。)が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。</p>	<p style="text-align: right;">平成15年2月20日教委規則第3号</p> <p>○川崎市高等学校奨学金支給条例施行規則</p> <p>(第1条 略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。</p> <p>2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 入学支度金 条例第6条第1項第1号ア及び同項第2号アに規定する入学支度金をいう。</p> <p>(2) 学年資金 条例第6条第1項第1号イからオまで及び同項第2号イからオまでに規定する奨学金をいう。</p> <p>(3) 緊急採用 奨学生になることを希望する者(以下「希望者」という。)の属する世帯の生計を主として維持する者等が第7条第4項で規定する受付期間(以下「受付期間」という。)後に死亡した場合、又は希望者の属する世帯が受付期間後に震災、風水害、火災その他これらに類する災害を被った場合に、同一年度内において学年資金の奨学生を追加決定することをいう。</p> <p>(第3条～第4条 略)</p> <p>(支給時期)</p> <p>第5条 入学支度金は、奨学生が高等学校に<u>進学した年度の5月</u>に支給する。ただし、教育委員会(以下「委員会」という。)が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。</p>

改正後	改正前
<p>2 学年資金は、月額においては8月及び翌年の2月に、第3条ただし書に規定する加給額においては翌年の2月に支給する。ただし、委員会が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。</p>	<p>2 学年資金は、月額においては8月及び翌年の2月に、第3条ただし書に規定する加給額においては翌年の2月に支給する。ただし、委員会が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。</p>
<p>(第6条～第7条 略)</p>	<p>(第6条～第7条 略)</p>
<p>(奨学生の決定)</p>	<p>(奨学生の決定)</p>
<p>第8条 委員会は、前条による入学支度金の支給申請があったときは、申請内容を調査し、教育長が別に定める採用の基準(以下「採用基準」という。)に該当する者に対し、高等学校への<u>入学を許可された後に</u>奨学生として決定する旨を通知するものとする。</p>	<p>第8条 委員会は、前条による入学支度金の支給申請があったときは、申請内容を調査し、教育長が別に定める採用の基準(以下「採用基準」という。)に該当する者に対し、高等学校への<u>進学後に</u>奨学生として決定する旨を通知するものとする。</p>
<p>2 前項の通知を受けた者は、高等学校へ<u>入学を許可された後に</u>、委員会が定める期日までに<u>入学を許可された高等学校へ入学する旨</u>を届け出るものとする。</p>	<p>2 前項の通知を受けた者は、高等学校へ<u>進学した後に</u>、委員会が定める期日までに<u>その旨</u>を届け出るものとする。</p>
<p>3 委員会は、前項の届出があったときは、その事実を確認し、奨学生として決定するものとする。</p>	<p>3 委員会は、前項の届出があったときは、その事実を確認し、奨学生として決定するものとする。</p>
<p>4 委員会は、前条による学年資金の申請があったときは、申請内容を調査し、採用基準に該当する者について、速やかに奨学生を決定するものとする。</p>	<p>4 委員会は、前条による学年資金の申請があったときは、申請内容を調査し、採用基準に該当する者について、速やかに<u>予算の範囲内で</u>奨学生を決定するものとする。</p>
<p>(決定の通知)</p>	<p>(決定の通知)</p>
<p>第9条 委員会は、奨学生を決定したときは、本人に対し、奨学生決定通知書により通知するものとする。</p>	<p>第9条 委員会は、奨学生を決定したときは、<u>校長を経て</u>本人に対し、奨学生決定通知書により通知するものとする。</p>
<p><u>2 前項により奨学生の決定の通知を受けた者のうち、入学支度金の奨学生の決定の通知を受けたものは、高等学校へ入学した後に、委員会にその旨を届け出るものとする。</u></p>	
<p>(以下 略)</p>	<p>(以下 略)</p>